入学準備金を支給します
就学援助(入学準備金)受給申請

平成30年4月に小・中学校に入学する子どもがいる家庭で、経済的にお困りの保護者の方を対象に、入学前の30年2月下旬に入学準備金を支給します。受給を希望する方は、申請書を1世帯につき1枚ご提出ください。

[対象]30年4月に小・中学校に入学する子どもがいる家庭で、次のすべての要件を満たす方▶30年2月1日現在、区内在住である ▶「平成29年度就学援助」の認定基準において「準要保護」に該当する**[支給額]**▶小学校に入学する子どもの保護者＝2万3890円 ▶中学校に入学する子どもの保護者＝2万6860円**[支給時期]**30年2月下旬**[申請方法]**申請書等を直接または郵送で30年1月15日(消印有効)までに、〒130－8640学務課事務担当(区役所11階)☎5608－6303へ

＊申請書や申請方法等の詳細は、問い合わせるか、区ホームページを参照

入学資金をお貸しします
私立高等学校等入学資金

区では、私立高等学校等へ進学する際の入学金などの支払が困難な保護者の方に、必要な資金をお貸しします。

[対象]学校教育法に規定する私立高等学校等の入学資金について、金融機関等からの調達が困難で、次のすべての要件を満たす方▶進学予定者を養育している ▶区内に1年以上居住している ▶要件を満たす連帯保証人を付けられる ▶所得が基準以下である(世帯によって異なるため、詳細は問合せ先へ)**[貸付限度額]**50万円以内(1000円単位)**[利子]**無利子**[償還期間]**次のいずれかの期間▶貸付後6か月据置き・6年償還▶卒業後6か月据置き・3年償還**[償還方法]**均等月賦償還**[申込み]**平成30年1月4日～3月19日に直接、厚生課厚生係(区役所3階)☎5608－6150へ ＊申請受け付けから貸付けまでは10日程度必要

教育支援資金をお貸しします
生活福祉資金貸付制度

墨田区社会福祉協議会では、所得の少ない世帯の学生で、高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、短期大学、大学に在学中、または進学予定の方の教育支援費(授業料等)と就学支度費(入学金)をお貸しします。なお、貸付けに当たっては、東京都社会福祉協議会の審査があります。また、大学、短期大学、専修学校(専門課程)に在学中または進学予定の方で、日本学生支援機構の給付型・第一種奨学金を利用できる場合は、その利用が必須となります。

また、貸付けから返済完了までの間に、民生委員による相談援助が行われます。対象等の詳細は、申込先へお問い合わせください。

[貸付限度額]▶教育支援費＝月3万5000円～6万5000円(通常の貸付限度額では学費が不足する場合は、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可)▶就学支度費＝50万円 ＊いずれも学校の種類により変動 ＊支払済の学費は対象外**[利子]**無利子**[償還期間]**卒業後6か月以内据置き・14年以内に償還**[償還方法]**均等月賦償還**[申込み]**随時、墨田区社会福祉協議会(東向島2－17－14)☎3614－3902へ ＊申請受け付けから貸付けまでは1か月程度必要

保証人が見つからずお困りの方へ
家賃等債務保証料助成事業

区では、保証人を見つけることができない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。

[内容]月額家賃等の30％の保証料を支払うことにより、民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務を保証する制度において、支払った初回の保証料の1/2の額を区が助成(限度額2万円)**[対象]**高齢者世帯(65歳以上のひとり暮らし世帯または65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成される世帯)、障害者世帯(身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方を含む世帯)、または、ひとり親世帯(18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯)で、次のすべての要件を満たす方▶区内に1年以上居住している ▶区内の民間賃貸住宅へ転居する ▶緊急連絡先(親族、知人等)がある ▶保証人がいない ▶保証会社の契約条件を満たす**[申込み]**随時、直接、住宅課高齢者住宅担当(区役所9階)☎5608－6214へ

設備を新しくしました
一部町会会館への設備補助

区ではコミュニティの活性化を図るため、認可地縁団体である町会に設備補助を行っています。

今年度は、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成金を活用し、業平一丁目町会など8町会の町会会館に折りたたみ椅子などの設備補助を行いました。

[問合せ]地域活動推進課地域活動推進担当☎5608－6201

ぜひ、ご利用ください
ふれあい入浴デー

12月22日(金)の冬至の日は、にこにこ入浴証をお持ちの方および、一緒に入場するご家族の方が、区内の公衆浴場を半額で利用できる「ふれあい入浴デー」です。この日は、ゆず湯を実施しますので、ぜひ、ご家族でお楽しみください。なお、毎週金曜日の無料入浴デーは12月20日(水)に変更となりますので、ご注意ください。

[費用(通常の入浴料金の半額)]▶12歳以上＝230円▶6歳～11歳＝90円 ▶5歳以下＝40円**[問合せ]**高齢者福祉課支援係☎5608－6168

12月27日(水)が納期限です
固定資産税・都市計画税(第3期分)

平成29年度固定資産税・都市計画税第3期分の納期限は12月27日(水)です。納期限までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応ATMのほか、パソコン等からクレジットカードやインターネットバンキング、モバイルバンキングでも納付できます。

[問合せ]▶固定資産税・都市計画税について＝墨田都税事務所☎3625－5061 ▶口座振替について＝都主税局徴収部納税推進課☎3252－0955、税務課税務係☎5608－6008

医療と介護の費用負担を軽減します
高額医療・高額介護合算制度

皆さんが支払った医療保険の医療費や介護保険の介護(予防)サービス費等について、1か月ごとの自己負担が、それぞれの限度額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」、「高額介護(予防)サービス費」、または「高額介護予防サービス費相当」としてそれぞれの保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費・介護(予防)サービス費等の自己負担の年間合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く)が世帯の限度額を超えた場合、超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、それぞれの保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象者には、平成30年2月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で、加入する医療保険や介護保険の変更があった方は、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となることがあるため、申請書をお送りできない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

[計算期間]平成28年8月～29年7月末の1年間**[対象]**同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次のすべての要件を満たす方▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護(予防)サービス費等の自己負担額がある ▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護(予防)サービス費等の自己負担の合計額から、所得区分に応じた自己負担限度額(右表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える**[問合せ]**▶国民健康保険について＝国保年金課こくほ給付係☎5608－6123▶後期高齢者医療制度について＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当☎5608－6192 ▶介護保険について＝介護保険課給付・事業者指導担当☎5608－6149 ＊国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

■国民健康保険＋介護保険(69歳以下の方の世帯)

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	212万円
所得600万円超～901万円以下	141万円
所得210万円超～600万円以下	67万円
所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

■国民健康保険＋介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度＋介護保険(75歳以上の方の世帯)

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円